6 章

第 5

第

第6章

清掃・リサイクル事業の課題

第5章に見てきたように、家庭ごみの1人1日あたり排出量は順調に減少しており、令和元(2019)年度の段階で前計画の中間目標をクリアしています。一方、事業系ごみについては、持込ごみ量が減少傾向に転じているものの、事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率は伸び悩んでいます。

また、令和 2 (2020) 年に入り世界的に広がったコロナウイルス感染症の拡大の影響が、家庭ごみ・事業系ごみの排出量や資源リサイクル市場に影響を与え始めています。令和 2 (2020) 年度前半の東京 23 区全体の月別ごみ量を見ても、家庭ごみの増加と事業系ごみの減少が見て取れます。このような状況の変化に対応しつつも、引き続き、持続可能な循環型社会の形成に向けてごみの 3R にどう取り組んでいくかが課題となります。

6.1 発生抑制・再使用の促進に関する課題

区民・事業者に向けた情報発信の充実 /

前計画に基づき区では広報誌やパンフレット等の紙媒体、「環境パネル展」や「エコまつり」といったイベントでの情報発信、保育園、幼稚園、小学校の各年齢に合わせた環境学習など、さまざまな形でごみの3Rの推進、中でも発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)が再生利用(リサイクル)よりも優先されることについて、情報発信を行ってきました。また、「環境情報センター」や「リサイクルハウスかざぐるま」も様々な情報を発信する拠点として一定の機能を果たしています。

ただし、ごみの発生抑制や再使用の取り組みについては不断の情報発信が必要です。ファミリー世帯や単身者、高齢者、外国人など多様な層に情報を届けるため、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)やICT(情報通信技術)の活用を含め、情報に触れる機会・手段を拡充することが必要です。

食品ロスや使い捨てプラスチック類の削減 /

令和元(2019)年10月に食品ロス削減推進法が施行され、食品関連事業者だけではなく、区民やNPOなど、国民全体が食品を無駄なく利用する大切さを認識し、国民運動として食品ロス削減に取り組むことが求められることとなりました。

本区においても、区民に対し、家庭内の食材の適正な管理や外食・会食時の食べ残しの削減などについて、普及啓発を進めていく必要があります。

第

5 章

第

10

章

第

飲食店や食品販売店においては、食べきりの推奨や賞味期限に近い食品の売切りなど、顧客の協力も得ながら食品ロス削減を進めることが求められています。事業所アンケート調査(図表50)では、42.6%の食品関連事業者が「食品ロス削減の取り組みを特に行っていない」という回答であり、事業者に対する取り組みの促進が必要です。

区では、令和2 (2020) 年8月よりフードドライブの受付窓口を設置していますが、 区民・事業者とともにさらに食品ロス削減の取り組みの輪を広げていく必要があり ます。

一方、気候変動や海洋プラスチックごみといった地球規模の環境問題が深刻化する中、プラスチックごみの発生・排出を抑制することがますます求められています。 レジ袋の有料化が令和 2(2020) 年 7 月より導入されましたが、容器包装類やストロー・フォーク・スプーンなどの使い捨てプラスチック類をはじめとした、プラスチック類の使用を削減する行動の促進が、区民・事業者双方に求められています。

6.2 資源循環に関する課題

資源分別の徹底に向けた取り組みの継続 /

燃やすごみや燃やさないごみの中に含まれる資源の分別徹底が引き続き必要です。 区民アンケート調査(図表 55、56)によると、雑紙については 49.5%が、プラスチック製容器包装についても 26.1%が「燃やすごみの日に出す」との回答となっており、重点的に分別徹底を呼びかける必要があります。

集団回収については、地域における区民の自主的な資源循環活動を促進するという観点から、引き続き活性化を図る必要があります。さらに、拠点回収は飲料用紙パックや小型家電、蛍光管・電池類など様々な品目の回収を担っており、認知度をより高めていくことが必要です。

事業者の自己処理責任に基づく事業系ごみの減量・資源化の促進 /

事業系ごみ(持込ごみおよび区収集事業系ごみ)は減少傾向にありますが、これは築地市場の豊洲移転といった事業所数の変動に因る部分も大きいものと考えられます。一方、事業用大規模建築物・事業用建築物における再利用率はこの5年間横ばいからやや減少傾向にあり、古紙類や食品廃棄物等の資源化をより一層進める必要があります。

また、事業系ごみは廃棄物処理法に基づき自己処理が原則となっています。区収集に排出している事業系ごみの一般廃棄物処理業者収集への移行および資源物の分別徹底を引き続き進めていく必要があります。

第 5

章

第

第 8

6.3 清潔で快適なまちづくりに向けた課題

区民の暮らしや事業活動の変化への対応 /

本区は、「クリーンデー」・「まちかどクリーンデー」、「花壇ボランティア」の育成等を通じまちの美化を進めてきました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は延期となったものの、本区は来街者が多く訪れる商業都市であり、引き続き来街者へのアピールも含めたまちの美化の推進や集積所の美化等に取り組んでいく必要があります。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、「新しい日常」におけるごみの 3R 推進のあり方や、安心・安全なごみ収集・資源回収のあり方などについて、模索していくことが求められています。例えば、使い捨てのプラスチック製容器包装類についても、衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識されるとともに、プラスチックの排出実態の変化等も生じていることが、国の審議会等においても指摘されているところです。

こうした区民の暮らしや事業活動の変化に対応しつつ、ごみの 3R と清潔で快適なまちづくりとをどのように両立させていくかを、区民や事業者とともに検討していく必要があります。

区民・事業者との連携促進 /

地球規模の環境問題や「新しい日常」への対応など、今後の清掃・リサイクル事業においては区民・事業者との連携・協働がますます必要となってきます。

引き続き区民・事業者・団体等の自主的な活動に対する支援を行うとともに、「中央区清掃・リサイクル推進協議会」をはじめとする区民・事業者の参画の場を活用し、交流・連携を図っていく必要があります。

